

白川静のことば
《1》



金子都美絵・画

軍をもって他邑を征服することを正といった。
正は卜辞や金文では正長、すなわち官吏の長の意味に用いる。

それは邑の支配者を意味した。

支配者の任務は、そこから賦税ふぜいを徴収するにある。

賦税をとることを古くは征といった。

征取の義である。

征服者はその征服した土地から、賦税を征取した。

それを政という。

それを司るものが正であった。

征取の権利は、征服者としてはきわめて正当なものであるとされた。

ゆえにそれはまた正義の意となる。

正義とは、おおむね支配者の論理である。

『漢字』岩波文庫 p127)

